

## 第 5 回鏡石町議会臨時会会議録目次

○招集告示 .....	1
○応招・不応招議員 .....	2
第 1 号 (5月28日)	
○議事日程 .....	3
○本日の会議に付した事件 .....	3
○出席議員 .....	4
○欠席議員 .....	4
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	4
○事務局職員出席者 .....	4
○開会の宣告 .....	5
○招集者あいさつ .....	5
○開議の宣告 .....	5
○会議録署名議員の指名 .....	5
○会期の決定 .....	5
○報告第 3 8 号 専決処分した事件の承認についての上程、説明、質疑、討論、採決 .....	5
○議案第 149号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての上程、説明、質疑、討論、採決 .....	7
○議案第 150号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての上程、説明、質疑、討論、採決 .....	7
○議案第 151号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についての上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8
○議案第 152号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8
○閉議の宣告 .....	11
○町長あいさつ .....	11
○閉会の宣告 .....	12
○署名議員 .....	13

鏡石町告示第23号

第5回鏡石町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年 5月22日

鏡石町長 木 賊 政 雄

記

1. 期 日 平成21年 5月28日

2. 場 所 鏡石町役場議会議場 午後3時

3. 付議事件

- (1) 専決処分した事件の承認について
- (2) 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 応招・不応招議員

### 応招議員（14名）

1番	根 本 重 郎 君	2番	今 駒 英 樹 君
3番	渡 辺 定 己 君	4番	今 駒 隆 幸 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	仲 沼 義 春 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	今 泉 文 克 君	10番	深 谷 莊 一 君
11番	菊 地 栄 助 君	12番	小 貫 良 巳 君
13番	円 谷 寛 君	14番	円 谷 寅三郎 君

### 不応招議員（なし）

平成21年第5回鏡石町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成21年5月28日(木)午後3時 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第38号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 4 議案第149号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第150号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第151号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第152号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

本日の会議に付した事件  
議事日程第(1号)に同じ

---

出席議員（12名）

1番	根本重郎君	3番	渡辺定己君
4番	今駒隆幸君	6番	柳沼俊行君
7番	仲沼義春君	8番	木原秀男君
9番	今泉文克君	10番	深谷莊一君
11番	菊地栄助君	12番	小貫良巳君
13番	円谷寛君	14番	円谷寅三郎君

欠席議員（2名）

2番	今駒英樹君	5番	大河原正雄君
----	-------	----	--------

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊政雄君	副町長	大河原直博君
教育長	佐藤節雄君	総務課長	木賊正男君

---

事務局職員出席者

議会事務局 局長	面川廣見	主任主査	相楽信子
-------------	------	------	------

開議 午後3時

### 開会の宣告

議長（今泉文克君） ただいまから、第5回鏡石町議会臨時会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届け出者は、2番 今駒英樹君及び5番 大河原正雄君の2名であります。

---

### 招集者あいさつ

議長（今泉文克君） 本臨時会にあたり町長からあいさつがあります。  
町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） みなさんこんにちは。

木々の緑も一段と深まり、農家の皆さまには田植えも一段落された本日、第5回鏡石町議会臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆さまには公私ともにお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今、臨時会にご提案申し上げますのは、専決処分した事件の報告のほか、人事院並びに福島県人事委員会の臨時勧告に基づく、町職員の給与に関する条例の一部改正をはじめとする、関係条例改正議案4件であります。

ご審議いただきまして、議決、承認賜りますようお願い申し上げます。

---

### 開議の宣告

議長（今泉文克君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

---

### 会議録署名議員の指名

議長（今泉文克君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、1番、根本重郎君、3番、渡辺定己君、4番、今駒隆幸君を指名いたします。

---

### 会期の決定

議長（今泉文克君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。  
お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

よって会期は1日間と決しました。

---

### 報告第38号 上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第3、報告第38号 専決処分した事件の承認について

の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

**議会事務局局長（面川廣見君）**〔報告第38号を朗読〕

**議長（今泉文克君）** 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

**総務課長（木賊正男君）** ただいま上程されました、報告第38号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

次ページをお願いいたします。

このたびの専決処分につきましては、専決第36号といたしまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市町村長の専決処分事項について、次のとおり専決処分したものであります。

内容につきましては、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合同約の変更でございます。

このたびの変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定に基づきまして、平成21年3月31日をもって、県中地域水道用水供給企業団を福島県市町村総合事務組合から脱退せしめ、福島県市町村総合事務組合同約を次のとおり変更するものでございます。

規約の別表第1中及び別表第2の1の項及び同表4の項、構成団体の欄中ですが、いずれも県中地域水道用水供給企業団を削るものでございます。

附則といたしましては、この規約は知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合同約は、平成21年4月1日から適用するとしたものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

**議長（今泉文克君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

**議長（今泉文克君）** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、ただちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**議長（今泉文克君）** ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

これより 報告第38号「福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合同約の変更について」を専決処分した事件の承認についての件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第38号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

---

**議案第149号から議案第152号まで 上程、説明、質疑、討論、採決**

議長（今泉文克君） 日程第4 議案題149号 議会議員の議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第7 議案第152号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第7までの4件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君） 〔議案第149号～議案第152号までを朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま一括上程されました、議案第149号から議案第152号までの4議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

人事院は、国内の経済情勢、民間企業の手当の支給実態をふまえ、本年5月1日に国及び内閣に対して、国家公務員の本年6月に支給される期末勤勉手当の支給率を引き下げよう勧告を行いました。

これを受けて福島県人事委員会は、5月12日県に対し、県職員に支給される6月の期末勤勉手当を0.2月分引き下げ、1.95ヶ月とするよう勧告を行ったところであります。

町といたしましては、従来どおり県人事委員会勧告に準拠し、改定を行うものでございまして、県内の市町村すべてがこの勧告どおりに実施するとなっており、本町につきましても、これに従いまして改定を行うものでございます。

それでは、議案第149号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げたいと思います。4ページをお願い申し上げます。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するのといたしまして、附則の次に、次の1項を加えるものでございます。

4項といたしまして、平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とするものでございます。

附則といたしましては、施行の日を公布の日から施行するものとしたものでございます。

次に、議案第150号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条

例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例といたしまして、これも前議案同様、附則の次に第9項といたしまして、平成21年6月に支給する期末手当に関する第3条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とするものでございます。

附則につきましても、施行の日を公布の日から施行するものとしたものでございます。

次に議案第151号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、8ページをお開き願います。

こちらにつきましても、前議案同様でございます。附則の次に、次の1項を加えることといたしまして、第9項といたしまして平成21年6月に支給する期末手当に関する第2条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とするものでございます。

附則につきましても、施行期日を公布の日から施行するものとしたものでございます。

次に議案第152号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

10ページをお開き願います。

本条例につきましても、附則の次に、次の1項を加えるものでございまして、11項といたしまして、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第18条第2項及び第3項、こちらにつきましては、期末手当を規定した条項でございます。

また、並びに第19条第2項の規定でございますが、こちらにつきましては勤勉手当の規定でございます。第18条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、また同条第3項中、こちらは再任用職員の規定でございます。第19条第2項第1号は再任用職員以外の職員の規定でございますが、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、こちらは勤勉手当の規定でございます。

また、同項第2項中、こちらは再任用職員の規定でございますが、「100分の35」とあるのは「100分の30」とするものでございます。

附則につきましては、施行期日を前議案同様公布の日から施行するものとしたものでございます。

以上、一括上程されました議案第149号から議案第152号までの4議案につきまして提案理由をご説明いたしました。

ご審議をいただき議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより4件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

議長（今泉文克君）

14番 円谷 寅三郎君

〔14番 円谷 寅三郎君 登壇〕

14番（円谷寅三郎君） ただいま一括提案になっております議案について、若干お聞きしたいと思いますが、今長引く不況のもとでね、公務員に対する風当たりが強まってきている。いままでも公務員の給与の引き下げ等も行われてきたわけですが、今回、官民格差を理由に期末手当、勤勉手当を凍結するという人事院勧告がなされているわけですが、公務員が下がると民間も下がるという悪循環が続いているわけでありませう。

本来行うべきは、民間の賃金、すなわち低いほうを上げる努力をすべきであると思いますが、ばらまきと言われている定額給付金を行って経済効果が上がるといわれてきましたが、今回のような公務員に対する凍結は、国家公務員、地方公務員合わせて600万人にも及ぶということですが、今回の突然の新たな勧告で削減するということは、人事院の中立公平な立場を投げ捨てたという批判の声も上がっております。

多くの民間の一時金が妥結していない現時点で、大きな影響を与えるのではないかというふうに危惧されております。

地方自治体において、人事院勧告に従わなければならないのか。国民のふところをあたためる政策について等についての考えについてお尋ねします。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 14番議員の質問にご答弁申し上げます。

さきほど申し上げましたように、国内のいわゆる経済情勢、百年に一度と言われる大不況ということでございまして、それに合わせまして民間の手当の支給実態等も非常に大きな率で、引き下がってきているという状況がございませう。

こういった社会情勢をふまえた中で、人事院におきまして、いわゆる国家公務員の期末、勤勉手当の引き下げをすることによってございまして、今の経済状況の中では、ご質問の状況も分かるわけではございませうけれども、公務員といたしましても民間に準拠したかたちで引き下がってきている状況もございませう。

また、本町におきましても福島県人事院会の勧告に準拠したかたちで、これまでも給与の改定等行ってきた経過もございましたので、こちらは、県の人事院会の勧告に従いましての引き下げということではございませうので、ご理解を賜ればと思ひます。

議長（今泉文克君） 他に質疑はありますか。

13番 円谷 寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） ただいま、円谷 寅三郎議員から出されましたけれども公務員というのは、憲法で保障されている労働3権ですね。団結権とか団体交渉権団体行動権、憲法はこれを例外なしに認めているわけですね。それを公務員は強く寄与されているわけですね。その代償措置として、人事院が設けられて、不利益を被ら

ないような代償措置をいままでやってきているはずであります。

例年は春の春闘などの結果をふまえて、8月とかに勧告を出して、基本給も夏、冬の手当なども勧告してきているんですね。

それを今回、いきなりですね選挙間近に控えてか、公務員をいじめれば票になるみたいな、そういう自民党のいつものパターンでですね、こういう政策が執られようとしているのは非常に残念だと思います。

G N Pの落ち込みが、戦後最大だと言われております。これはなぜなのかとさえ、国内のG N Pの60%は国民の消費なんですね。国民生活に対する消費が冷えていっている。そういうときにさらにこれを下げれば、益々不況が深刻化していくのではないかと思うのです。ですから、こういうことを一方的にやっている今の政策は、不況に更に拍車をかけるのであって、残念だと思うのですけれども、先ほどから出ている言葉の中で「凍結」とうことが出てきますね。

その凍結の意味について、若干詳しくですね、もう少し分かりやすく説明いただきたい。凍結ということは、いったいどうなのかを説明いただきたい。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

通常的人事院勧告ですと、ただいまご質問にありましたとおり、夏8月に勧告を行い、11月にいわゆる勧告に従ったかたちで自治体が給与改定を行ってくるのが通常ですが、このたびの状況につきましては、さきほどの14番議員のご質問にもお答えいたしましたとおり、百年に一度といわれる大不況の中で、民間ベースが非常に落ち込みが激しいという状況の中での緊急的な勧告と聞いてございます。

そういった中で、凍結につきましてはの措置についてでございますけれども、現在人事院においても職種別の民間給与実態調査等を行いながら、そちらの状況を精査しているところでございます。その結果に基づいて、別途勧告をしてくるというふなことも聞いてございますので、そういった中で言葉の使い方として「凍結」という言葉を使っていると聞いてございますので、そちらについては、今回、緊急的に6月分を0.2月分凍結するというところでございますのでご理解いただければと思います。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議長（今泉文克君） これより採決を行います。

初めに、議案題149号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（今泉文克君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（今泉文克君） 次に、議案第150号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（今泉文克君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（今泉文克君） 次に、議案第151号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（今泉文克君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（今泉文克君） 次に、議案第152号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（今泉文克君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 閉議の宣告

議長（今泉文克君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

---

### 町長あいさつ

議長（今泉文克君） ここで、閉会にあたり招集者からあいさつがあります。  
町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、提出いたしました議案につきまして、慎重な審議をいただき、議決承認を賜り誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

来月には、6月定例議会を控え、公私ともに何かとご多忙な時期と存じますが、くれぐれもご自愛いただき、ご健勝にてご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

**閉会の宣告**  
**議長（今泉文克君）** これにて、第5回鏡石町議会臨時会を閉会いたします。  
ご苦労様でした。

閉会 午後3時29分

# 鏡石町議会会議録

## 参考資料目次

議案等審査結果一覧表 .....	1
町長提出議案 .....	2
報告第 38号 専決処分した事件の承認について .....	3
議案第 149号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について .....	5
報告第 150号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて .....	6
報告第 151号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改 正する条例の制定について .....	7
報告第 152号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	8

## 議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
報告第 38号	専決処分した事件の承認について	21. 5.28	承認
議案第 149号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21. 5.28	可決
議案第 150号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21. 5.28	可決
議案第 151号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21. 5.28	可決
議案第 152号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21. 5.28	可決